

第10章 消費税転嫁対策特別措置法に関する業務

第1 概説

消費税転嫁対策特別措置法は、消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として、平成25年6月5日に成立し、同年10月1日に施行された。

消費税転嫁対策特別措置法は、消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置を定めており、平成26年4月1日以後に特定供給事業者から受ける商品又は役務の供給に関して、特定事業者の禁止行為として、①減額又は買ったとき（第3条第1号）、②商品購入、役務利用又は利益提供の要請（第3条第2号）、③本体価格での交渉の拒否（第3条第3号）、④報復行為（第3条第4号）を定め、公正取引委員会は、その特定事業者に対し、これらの行為を防止し、又は是正するために必要な指導又は助言をする旨を定め（第4条）、また、これらの消費税の転嫁拒否等の行為（以下「転嫁拒否行為」という。）が認められた場合には、速やかに消費税の適正な転嫁に応じることその他必要な措置を採るべきことを勧告する旨を定めている（第6条）。

なお、消費税転嫁対策特別措置法は、令和3年3月31日をもって失効したが、同法附則第2条第2項の規定に基づき、失効前に行われた違反行為に対する調査、指導、勧告等の規定については、失効後もなお効力を有するとされていることから、失効前に行われた転嫁拒否行為には、引き続き迅速かつ的確に対処していく。

第2 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

1 転嫁拒否行為に関する情報収集

(1) 相談窓口における対応

公正取引委員会は、本局及び全国の地方事務所等に相談窓口を設置しており、当該窓口において転嫁拒否行為等に関する事業者からの相談や情報提供を一元的に受け付けている。

令和4年度においては、292件の相談に対応した。

(2) 下請法の書面調査の活用

公正取引委員会は、下請法の書面調査を通じて得られた転嫁拒否行為に関する情報について、速やかに調査を行った。

(3) 下請法との一体的な運用

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において、下請法に違反する事実（発注書面不交付・不備、受領拒否、割引困難な手形の交付等）が判明した場合には、下請法に基づき速やかに調査を行った。

2 転嫁拒否行為に対する調査・措置等

(1) 転嫁拒否行為に対する勧告及び指導件数

公正取引委員会は、様々な情報収集活動によって把握した情報を踏まえ、立入検査等の調査を積極的に実施し、転嫁拒否行為に対しては、指導により転嫁拒否行為に係る不利益の回復等の必要な改善措置を講ずるよう迅速かつ的確に対処している。また、重大な転嫁拒否行為が認められた場合には勧告を行うとともに、違反行為を行った特定事業者の名称、違反行為の概要等を公表している。

令和4年度においては、161件について指導を行った（第1表参照）。

第1表 転嫁拒否行為に対する勧告及び指導件数

(単位：件)

	勧告	指導
令和4年度	0 (0)	161 (10)
令和3年度	0 (0)	244 (10)
累 計 (注1)	59 (13)	3,844 (209)

(注1) 平成25年10月から令和5年3月までの累計である。

(注2) () 内の件数は、大規模小売事業者に対する勧告又は指導の件数で内数である。

第2表 勧告及び指導件数の内訳（業種別）

(単位：件)

業種	令和4年度			令和3年度			累計 (注3)		
	勧告	指導	合計	勧告	指導	合計	勧告	指導	合計
建設業	0	23	23	0	25	25	5	457	462
製造業	0	19	19	0	36	36	2	841	843
情報通信業	0	20	20	0	33	33	9	342	351
運輸業（道路貨物運送業等）	0	7	7	0	10	10	2	197	199
卸売業	0	11	11	0	11	11	1	265	266
小売業	0	14	14	0	21	21	13	416	429
不動産業	0	6	6	0	11	11	9	209	218
技術サービス業（広告・建築設計業等）	0	5	5	0	10	10	1	170	171
学校教育・教育支援業	0	12	12	0	36	36	4	128	132
その他 (注4)	0	44	44	0	51	51	13	819	832
合 計	0	161	161	0	244	244	59	3,844	3,903

(注3) 平成25年10月から令和5年3月までの累計である。

(注4) 「その他」は、娯楽業、金融・保険業等である。

(注5) 複数の業種にわたる場合は、当該事業者の主たる業種により分類している。

(2) 行為類型別件数

令和4年度において指導が行われた違反行為を行為類型別にみると、減額（消費税転

嫁対策特別措置法第3条第1号前段）が19件、買ったたき（同法第3条第1号後段）が157件となっている（第3表参照）。

第3表 勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

（単位：件）

行為類型	令和4年度			令和3年度			累計（注6）		
	勧告	指導	合計	勧告	指導	合計	勧告	指導	合計
減額	0	19	19	0	30	30	6	433	439
買ったたき	0	157	157	0	234	234	57	3,411	3,468
役務利用又は利益提供の要請	0	0	0	0	0	0	0	70	70
本体価格での交渉の拒否	0	0	0	0	0	0	0	275	275
勧告・指導件数（注7）	0	161	161	0	244	244	59	3,844	3,903

（注6）平成25年10月から令和5年3月までの累計である。

（注7）1事業者に対して複数の行為について措置を採っている場合があるため、各行為類型の件数の合計値は、「勧告・指導件数」と一致しない。

（3）特定供給事業者が被った不利益の原状回復の状況

令和4年度においては、転嫁拒否行為によって特定供給事業者が被った不利益について、特定事業者215名から、特定供給事業者7,077名に対し、総額4億1497万円の原状回復が行われた（第4表参照）。

第4表 特定供給事業者が被った不利益の原状回復の状況

	令和4年度	令和3年度	累計（注8）
原状回復を行った特定事業者数	215名	230名	2,484名
原状回復を受けた特定供給事業者数	7,077名	14,642名	298,234名
原状回復額（注9）	4億1497万円	5億9670万円	92億629万円

（注8）平成26年4月から令和5年3月までの累計である。

（注9）原状回復額は1万円未満を切り捨てている。

3 主な指導事例

令和4年度における主な指導事例は次のとおりである。

業種	違反行為の概要	関係法条
小売業	大規模小売事業者であり、スーパーマーケット等を運営するA社は、店舗又は駐車場の賃貸人（特定供給事業者）に対し、賃料を本体価格で定めているところ、令和元年10月分以後、本体価格に旧税率（8%）を適用して支払うことにより、本体価格に新税率（10%）を適用した消費税込みの金額から減じていた。	第3条第1号前段（減額）
小売業	大規模小売事業者であり、家電量販店等を運営するB社は、広告宣伝業務又は電気保安管理業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、令和元年10月以後の消費税込みの委託代金について、消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、据え置いていた。	第3条第1号後段（買ったたき）

業 種	違 反 行 為 の 概 要	関係法条
情報通信業	音楽配信サービスを運営するC社は、自社のホームページに掲載するコンテンツのための取材及び撮影業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、令和元年10月以後の消費税込みの委託代金について、消費税率の引上げ分を上乗せした額よりも低く定めていた。	第3条第1号後段（買いたたき）
教育、学習支援業	学校法人Dは、給食の提供、学校事務、研究倫理審査、資料作成又はバス運転代行に係る業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、令和元年10月以後の消費税込みの委託代金について、消費税率引上げ分を上乗せすることなく、据え置いていた。	第3条第1号後段（買いたたき）

4 消費税の転嫁拒否等の行為に係る考え方の周知

(1) 「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」の掲載

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法の運用を踏まえて、「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」を作成の上、当委員会ウェブサイト上に掲載している。

(2) 消費税転嫁対策特別措置法の失効後における転嫁拒否等の行為に係る考え方

消費税転嫁対策特別措置法は、令和3年3月31日をもって失効したが、失効後における転嫁拒否行為に関して、特に注意すべき点について、独占禁止法及び下請法の考え方をQ&A形式で示した「消費税転嫁対策特別措置法の失効後における消費税の転嫁拒否等の行為に係る独占禁止法及び下請法の考え方に関するQ&A」を作成し、当委員会ウェブサイト上に掲載している。